

随意契約によることとした理由

1 件名

閑散期におけるにぎわい創出事業実施業務

2 業務概要

本市では、冬期、特に12月から1月において、宿泊施設の稼働率が低下することから、閑散期における観光客等の滞在時間の延長につなげることを目的として、夜のにぎわいを創出するプロジェクションマッピングを、平和大通りを中心に開催している「ひろしまドリミネーション」と同時期に広島城で実施する。

3 契約の相手方

(1) 所在地

愛知県名古屋市西区那古野二丁目14番1号

(2) 商号又は名称

株式会社一旗

4 随意契約の根拠規定

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

5 随意契約によることとした理由

本業務は、映像演出関連業務に関する専門知識、映像制作技術、空間演出力等が必要となることから、受託業者の選定に当たっては、業務の履行能力等を評価し、最も適した者を選定できる公募型プロポーザル方式を採用した。

公募の結果、5者から企画提案があり、「閑散期におけるにぎわい創出事業実施業務プロポーザル審査委員会」において審査を行ったところ、最優秀提案者である当該業者が受託候補者として特定された。

よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、当該業者と随意契約を行うものである。